

役員給与規程

平成15年10月1日

規 程 第 4 号

改正 平成15年10月31日規程第19号

改正 平成16年 3月31日規程第24号

改正 平成17年 3月 1日規程第 5号

改正 平成17年12月 1日規程第 6号

改正 平成18年 6月28日規程第 2号

改正 平成18年11月28日規程第 7号

改正 平成20年 3月27日規程第 8号

改正 平成21年 5月29日規程第 2号

改正 平成21年11月30日規程第 3号

改正 平成22年 4月30日規程第 5号

改正 平成22年11月30日規程第 8号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）の役員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については、本俸、地域手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

2 機構の業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

第3条 役員の給与は、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員が給与の全部又は一部について自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合は、振込みにより給与を支給することができる。

(本俸月額)

第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 理事長 | 1, 004, 000円 |
| (2) 理事長代理 | 920, 000円 |
| (3) 理事 | 819, 000円 |
| (4) 監事 | 702, 000円 |

注)常勤役員の本俸月額は、この規定にかかわらず附則第3条に掲げる額としています。

(地域手当)

第5条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて常勤役員に対し支給する。

2 地域手当の月額、東京都特別区又は千葉県千葉市に在勤する常勤役員にあっては本俸の月額に100分の3.5を乗じて得た額とする。

(給与の支給日)

第6条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。以下同じ。）は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給する。ただし、16日が職員就業規則（平成15年規程第2号）第11条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。

(新たに常勤役員になった者及び常勤役員でなくなった者の給与)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から給与を支給する。

2 常勤役員が離職したときは、その日まで給与を支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合であつて、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末勤勉手当基礎額に一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日）において受けるべき本俸及び地域手当の月額、本俸の月額に100分の2.5を乗じて得た額並びに本俸及び地域手当の月額に100分の2.0を乗じて得た額の合計額とする。

4 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日に当た

るときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

5 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

6 基準日前に引き続き国家公務員となるために退職した役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

7 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止められた期末手当）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号の規定に基づき解任され退職した常勤役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止めることとされた者（一時差し止めることを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

8 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料されるに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認められるとき

9 理事長は、前項の規定による期末手当の支給の一時差止め（以下「一時差止め」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに一時差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止めとされた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されて

いるときその他これを取り消すことが一時差止めの目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止めとされた者が当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止めとされた者について、当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止めとされた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止めに係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

10 前項の規定は、理事長が、一時差止めの後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして、当該一時差止めを取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、基準日以前における厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等（以下「業績評価の結果等」という。）並びに基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、期末勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合に、前項に定める業績評価の結果等を考慮し、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の 95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の 90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の 80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の 70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の 60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の 50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の 40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の 30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の 20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の 15
15日以上1箇月未満	100分の 10
15日未満	100分の 5

0	0
---	---

3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「基準日」とあるのは「基準日（第8条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が国家公務員の例に準じて別に定める。

（非常勤役員手当）

第10条 非常勤の監事に対しては、月額240,000円の非常勤役員手当を支給することができる。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。

（その他）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 機構設立の際、現に日本障害者雇用促進協会（以下「日障協」という。）の役員であった者で、引き続き機構の役員に任命されたものについては、日障協の役員であった期間を第8条の在職期間とみなす。

（常勤役員の本俸月額の特例）

第3条 常勤役員の本俸月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず次の各号に掲げる役職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 理事長 | 937,000円 |
| (2) 理事長代理 | 863,000円 |
| (3) 理事 | 775,000円 |
| (4) 監事 | 702,000円 |

（参考）

○ 監事の本俸月額は、本則と同額となっていますが、平成15年10月の当機構の設立時の本俸月額の水準に比べ、9.18%の削減を行っており、(1)～(3)が同水準である独立行政法人と同様の金額となっています。

(役員給与規程の廃止)

第4条 役員給与規程(昭和52年規程第2号)は、廃止する。

附 則(平成15年10月31日規程第19号)

(施行期日)

第1条 この改正は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第5条第3項並びに第9条第2項の改正規定及び附則第3条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

第2条 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程(以下「規程」という。)第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 規程附則第2条第1項の規定の適用を受ける役員(以下「引継役員」という。)にあつては平成15年4月1日、それ以外の役員にあつては同年10月1日において受けるべき本俸、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、引継役員にあつては同年4月から10月までの月数、それ以外の役員にあつては同年10月の一月分の月数を乗じて得た額とする。
- (2) 引継役員にあつては平成15年6月に支給された期末特別手当額に100分の1.07を乗じて得た額

2 前項第1号に規定する基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特別調整手当に関する経過措置)

第3条 第5条第3項の改正規定の施行の際現にこの改正による改正前の規程第5条第3項の規定の適用を受けている役員に対するこの改正による改正後の規程第5条第3項の規定の適用については、同項中「異動(当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)」とあるのは「異動」と、「2年間」とあるのは「平成18年3月31日までの期間」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「同日以後2年を経過する日」とあるのは「平成18年3月31日」とする。

附 則(平成16年3月31日規程第24号)

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月1日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 東京都特別区に在勤する常勤役員には、この改正による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず平成22年3月31日までの間、本俸の月額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額の特別調整手当を支給する。

期 間 の 区 分	支給割合
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の11
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の10
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の 9
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の 8
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の 7

- 3 この改正規定施行の際現にこの改正による改正前の第5条第3項の規定の適用を受けている常勤役員に対する特別調整手当の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年12月1日規程第6号)

(施行期日)

- 第1条 この改正は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 第2条 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日）において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に同年4月から同年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかった期間がある役員についてはその在職しなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額とする。

- (2) 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

- 2 前項第1号に規定する基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成１８年６月２８日規程第２号）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成１８年７月１日から施行する。
（本俸月額の切替えに伴う経過措置）
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の役職にある常勤役員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなる常勤役員には本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸月額として支給する。
（再任等の取り扱い）
- 3 前項に規定する役員が、任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員となったときは、前項の規定は適用しない。

附 則（平成１８年１１月２８日規程第７号）

この改正は、平成１８年１２月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月２７日規程第８号）

この改正は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年５月２９日規程第２号）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成２１年６月１日から施行する。
- 2 役員給与規程の一部を改正する件（平成１７年３月１日規程第５号）附則第２項における当該施行日から平成２２年３月３１日までにおける特別調整手当の経過措置に関する同項の規定の適用については、同項中「特別調整手当を支給する。」とあるのは「地域手当を支給する。」とする。
- 3 平成２１年６月に支給する期末手当に関する第８条第２項の規定の適用は、第８条第２項中「一般職給与法第１９条の４第２項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の支給割合」とあるのは「１００分の７０」とする。

附 則（平成２１年１１月３０日規程第３号）

（施行期日）

第１条 この改正は、平成２１年１２月１日から施行する。

（平成２１年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条 平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第８条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成２１年４月１日において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額の高

計額に100分の0.24を乗じて得た額（第2項において「基礎額」という。）に
同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に100分の0.24を
乗じて得た額

2 基礎額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て
るものとする。

附 則（平成22年4月30日規程第5号）

この改正は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第8号）

（施行期日）

第1条 この改正は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第8条第2項の規定
にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に
相当する額を減じた額とする。

(1) 平成22年4月1日において役員が受けるべき本俸及び地域手当の月額合計額
に100分の0.28を乗じて得た額（第2項において「基礎額」という。）に、同
年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28
を乗じて得た額

2 基礎額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て
るものとする。